

公 示

関税法第 69 条第 1 項の規定に基づく輸出入貨物の検査場所を指定する公示（平成 5 年総掲示第 23 号）を下記のとおり改正し、令和 8 年 10 月 1 日から適用することとしたので、公示する。

令和 8 年 9 月 30 日

横浜税関長 中澤 正彦

記

- 1 横浜税関管内（支署長が指定する区域を除く。）の検査場所は、次に掲げる場所とする。
 - (1) 税関官署構内
 - (2) 保税地域（指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけ並びに横浜市鶴見区大黒町所在の大黒運河バージ・プール大黒倉庫公共貨物積卸場岸壁にけい留されたはしけを含む。）
 - (3) 大さん橋国際客船ターミナル内、新港ふ頭客船ターミナル内及び大黒ふ頭客船ターミナル内税関旅具検査場並びに大さん橋ふ頭岸壁、新港ふ頭岸壁及びこれらの岸壁にけい留された本船（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
 - (4) 海上自衛隊厚木航空基地内（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和 55 年 8 月条約第 25 号。以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（同条約第 15 条 3 及び第 23 条 2 の規定により日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第 1 条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物（以下「ワシントン条約該当貨物」という。）に係る横浜税関管内（支署長がワシントン条約該当貨物の検査場所として指定する区域を除く。）の検査場所は、次に掲げる場所とする。
 - (1) 本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所、国際園芸博覧会出張所及び川崎外郵出張所の官署構内
 - (2) 横浜市内及び川崎外郵出張所管轄区域内の保税地域
 - (3) 大さん橋国際客船ターミナル内、新港ふ頭客船ターミナル内及び大黒ふ頭客船ターミナル内税関旅具検査場（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
 - (4) 特例輸入者又は認定通関業者がワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に該当する貨物について、本関に輸入申告を行う場合であって、税関の検査に支障がないと認められる場合には、次に掲げる官署の構内及び当該官署の管轄区域内の保税地域
 - イ 仙台塩釜税関支署
 - ロ 千葉税関支署船橋市川出張所
 - ハ 川崎税関支署